

ミニ鉄道 愛好者の皆様へ

# ミニ鉄道保険のご案内

～トータルアシストからだの保険(傷害定額)～

「ミニ鉄道保険」は引受保険会社東京海上日動火災保険株式会社の「トータルアシストからだの保険(傷害保険)」のペットネームを取得した商品です。保険証券上は、「からだの保険(傷害定額)証券」と表記されますのでご了承ください。

## 特徴1

被保険者(保険の対象となる方)が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた際に、保険金をお支払いします。

## 特徴2

趣味でのミニ鉄道運行、日常生活の中での偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったり、借りている物を壊したり盗まれてしまい、法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

## 特徴3

個人賠償責任補償特約には保険会社による示談交渉サービスが付帯されております。国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます)のみが対象。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については「ご契約条件や保険金のお支払いについて」をご確認ください。

## 取扱代理店

※お見積り・ご相談は・・・

## 株式会社博報堂D Y トータルサポート

TEL : 03-6441-8083

受付時間 : 月～金(除く祝日) : 9:30～17:30

## 引受保険会社

## 東京海上日動火災保険株式会社

TEL : 03-5223-3585

## ミニ鉄道保険の概要

※ミニ鉄道とは、レール上を走行する模型車両（SL・電車・電気機関車・内燃機関車）などをいいます。当該保険は主に「趣味」の範囲を募集対象としております。なお、趣味の範囲内としてお祭り等で他人を乗せ、燃料代程度の対価を受ける場合もその対象に含まれます。

- 1. ケガの補償：被保険者（保険の対象となる方）が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた際に、保険金（死亡・後遺障害・入院・手術・通院）をお支払いいたします。**  
**なお、Dプランについては、死亡・後遺障害は補償されません。**



- 〔事故例〕 ・線路につまずいて転んでしまい、骨折をしてしまった。  
 ・ミニ鉄道※から落ちて腰を強打して入院をしてしまった。  
 ・ミニ鉄道※修理中に指を切ってしまった。

- 2. 個人賠償責任：日常生活において、偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったり、借りている物を壊したり盗まれてしまい、法律上の賠償責任を負った場合に保険金（損害賠償金）をお支払いします。損害賠償金のほかにも、訴訟費用や弁護士費用等をお支払いできる場合があります。**

- 〔事故例〕 ・ミニ鉄道※をこどもにぶつけてしまい、ケガをさせてしまった。  
 ・運転を誤って、搭乗中のこどもにケガをさせてしまった。  
 ・ミニ鉄道※で他人の財物を壊してしまった。



### 年間保険料／保険金額／補償限度額

プラン	補償内容（保険金額）			年齢	保険料（一時払）
	死亡・後遺障害	入院保険金日額*	通院保険金日額		
	個人賠償責任	国内/国外	免責金額（自己負担額）		
Aプラン <b>オススメ!</b>	260万円	2,400円	1,000円	70歳以下	10,500円
	国内：無制限 / 国外：1億円		0円	70歳超	9,390円
Bプラン	340万円	3,000円	1,000円	70歳以下	11,950円
	国内：1億円 / 国外：1億円		0円	70歳超	10,540円
Cプラン	130万円	1,500円	1,000円	70歳以下	7,600円
	国内：1億円 / 国外：1億円		0円	70歳超	6,950円
Dプラン (エコミーコース)	なし	1,500円	1,000円	70歳以下	5,760円
	国内：1億円 / 国外：1億円		0円	70歳超	5,290円

\*手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置等お支払いの対象外の手術があります。

※年齢は保険始期日時点での年齢となります。保険始期日時点で70歳超の方につきましては、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の3級以上の支払割合となる後遺障害に限定され、また入院支払限度日数が30日限度となります。

※個人賠償責任の補償額は「無制限(国内)、1億円(国外)」か「1億円(国内外共通)」のどちらかを選択頂きます。

※個人賠償責任には「示談交渉サービス」が付帯されます。(国内での事故のみ対象)

このチラシはトータルアシストからだの保険（傷害定額）の内容についてご説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳しい補償内容については、「ご契約のしおり」にご用意しておりますので、必要に応じて代理店にご請求ください。ご不明な点がある場合には、代理店（博報堂DYトータルサポート ビジネスサポート部 保険課）までお問い合わせください。

ご契約者と被保険者が異なる場合には、このチラシの内容を被保険者（複数の場合には全員）にご説明いただきますようお願い申し上げます